

# 自動車改造費助成制度のご案内

豊川市では、身体障害者の社会復帰、社会参加及び自立支援の促進を図ることを目的として、身体障害者が就労等に伴い、自動車を改造する場合、その改造に要する経費を助成します。

## 対象となる方

次の条件にすべて合致する方です。

- ① **豊川市の区域内**に住所を有する方
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、**上肢、下肢、体幹機能**に障害のある方
- ③ 就労、通院、通学等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- ④ 前年（1月から6月までの助成申請にあっては、前々年）の所得税の課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方  
※所得制限限度額については、障害福祉課にお問い合わせください。

## 助成する金額

10万円以内

## 申請する方法

車を改造する前に、次の書類を用意し、障害福祉課までお越しください。

- ① 身体障害者用自動車改造費助成申請書（様式第1号）  
※ 市ホームページ申請書ダウンロードまたは障害福祉課にあります。
- ② 見積書  
※ 改造の箇所及び経費が明らかなもの
- ③ カタログ  
※ 改造の箇所の記載部分が分かるもの
- ④ 改造前の写真  
※ 車の全体図および改造の箇所が鮮明に写っているもの
- ⑤ 運転免許証のコピー  
※ 免許の条件等に改造の内容が記載されていることが必要です。
- ⑥ 身体障害者手帳のコピー  
※ 氏名 本人写真 住所 等級 障害の部位が分かる部分

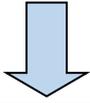
申請からの流れは裏面



## 申請からの流れ

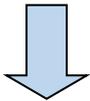
### ① 市役所障害福祉課で申請をする

申請書及び申請する方法にある必要書類を添付して障害福祉課へ申請して下さい。

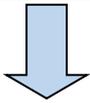


### ② 障害福祉課から決定通知書が届く

障害福祉課から決定通知書及び改造後に必要な書類を送ります。



### ③ 車の改造を行う



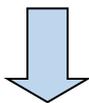
### ④ 完了届と請求書の提出

改造完了後、以下の書類が必要になります。

- ・ 身体障害者用自動車改造費完了届（様式第4号）
- ・ 身体障害者用自動車改造費請求書（様式第5号）
- ・ 改造に要した費用に関する領収書（見積書の改造金額が明記されたもの）
- ・ 自動車検査証
- ・ 自動車改造をしたことが分かる写真

※決定者の確認のため、決定通知書も持参してください。

※自動車検査証、領収書については、写しをいただき返却いたします。



### ⑤ 障害福祉課から改造費の支給

後日、指定の口座へ振込いたします。

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所福祉部障害福祉課

TEL 0533-89-2131 FAX0533-89-2137